

新たな農業参入システム(南足柄市新規就農基準と市民農業者制度)



南足柄市は、神奈川県西端に位置し、横浜から約 50 km、都心から約 80 km の距離にある。周囲に J R 東海道新幹線、J R 東海道本線、小田急電鉄小田原線、東名高速道路、国道 1 号、国道 246 号といった広域交通網を有しており、また、南足柄市中心市街地と小田原駅を伊豆箱根鉄道大雄山線が連絡している。小田原駅への所要時間は約 20 分、東京駅までは、新幹線を利用して約 60 分であり、東京都心や全国からの交通利便性が高い。西方から南方にかけては、富士、伊豆、箱根、熱海といった日本を代表する観光地がある。

この立地条件を生かしつつ、更に新たな観光資源として、四季折々に咲く花による地域おこし「あしがら花紀行」を南足柄市独自の都市交流型の農業振興施策に位置付け、その拡大を図っている。

また、農業振興・生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、市の農業振興地域整備計画書に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用に努めている。

南足柄市の農業経営については、昭和 40 年代から兼業化が進むとともに、農業者の高齢化（基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合は 6 割を占める）や後継者不足などにより、農業の担い手の確保が大きな問題になっている。

認定農業者など担い手への経営規模の拡大が困難な状況が生まれ、優良農地が遊休化（耕作放棄）し、その面積は、2005 年農業センサスによると 58 h a に及んでおり、2008 年 8 月～10 月に実施した本市農業委員会による「平成 20 年度耕作放棄地全体調査」では、62 h a の面積が確認されている。

また、国の食料自給率は 40%～41%（カロリーベース）、神奈川県においては 3% に過ぎない。

一方、市民の食や農業に対する関心が高まり、安全・安心な農作物を買い求める消費者にとどまらず、自分の食べる農作物は自らが栽培する。更には、本格的に農業参入したいと希望する相談者が、本市農業委員会に多数訪れている。

このような状況を踏まえ、遊休農地（耕作放棄地）の解消や食料自給率の向上を図るため、南足柄市ならではの新たな農業参入システムによる農業の活性化を農業委員会の主要農業振興施策として目標に掲げた。

注) 基幹的農業従事者：農業に主として従事した世帯員のうち、普段の主な状態が「主に農業」である者

本市農業委員会では、まず、新たな担い手の確保として「南足柄市新規就農基準」により、自立できる新規就農者（法人含む）の育成をする。耕作面積については、10a以上で農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り（利用権設定）を行う。

次に、「南足柄市新規就農基準」の補完的な担い手の確保として、小規模な農地（耕作面積「南足柄市新規就農基準」未満、内規で下限面積300㎡）について、市の基本構想に基づき作成した「市民農業者制度」により、団塊の世代の定年退職者などを対象にした農地の貸し借り（利用権設定）を行う。そして、この制度を活用し、3年間の耕作経験を積むことで、「南足柄市新規就農基準」により、農業委員会へ新規就農者として申請（ステップアップ）することもできる。

また、レクリエーション的な農地の利用者（耕作面積300㎡未満）については、市民農園（特定農地貸付、農園利用方式など）の現行制度による利用を積極的に促す。

このように農業参入や農地利用の選択肢を広げたことにより、農業がより多くの市民に理解を得ることができると考え、国家的な課題である遊休農地（耕作放棄地）の解消や食料自給率の向上に取り組む仕組みづくりを提起した。

1、「南足柄市新規就農基準」の概要について

新規就農者については、神奈川県で先進的に施行されている県知事の認定する「認定就農者制度」があり、年間所得目標や定められた研修を受講した後、「就農計画認定申請書」の認定を受け、農業者になることができる。

しかし、農業アカデミー（旧神奈川県立農業大学校）に入校し、1年間以上の研修を受けるなどの要件があり、社会人が新規就農者になるためには、時間的、経済的な負担が少なくないと考える。

そこで、県の基準を参考にしつつ、農業に魅力を感じ、やる気のある者が就農できる柔軟性のある本市版の基準を作成し、2008年10月1日から「南足柄市新規就農基準」（別紙）を施行した。

そして、農業委員会が窓口になり、14名の農業委員の協力の下、本市で自立を目指す農業者の育成をする体制づくりを図っている。

本市で新たに就農希望する者は、農業委員会事務局と就農にかかる相談を行うと同時に、就農希望地区担当の農業委員と調整を図り、耕作面積10a以上の試行期間用（1年間の期間限定）の「農地の利用権の設定等に関する申出書」及び「就農計画（試行期間用）」を農業委員会に提出する。

1年間を経過した時、就農希望者は地区担当の農業委員による「就農計画履行確認書」を付した「新規就農者認定申請書」を作成し、農業委員会へ本申請を行う。

そして、農業委員会定例総会の承認を受け、農業委員会会長から「新規就農者認定書」が交付され、正式な農家として就農することができる。

2、「市民農業者制度」の概要について

「南足柄市新規就農基準」と同様、遊休農地（耕作放棄地）の解消や食料自給率の向上を図るために、市の基本構想（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、平成19年4月施行）に基づく農家と市民とが農業経営基盤強化促進法により農地の貸し借りができる仕組みである「市民農業者制度」（別紙）を2009年9月1日から施行している。

この制度は、「南足柄市新規就農基準」と連携させ、多様な担い手を確保するものである。

従って、耕作面積については、「南足柄市新規就農基準」未滿とし、「市民農業者制度運用内規」で、下限面積を300㎡としている。かつ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件イ～ハ（すべて耕作・常時従事・効率的利用）を農業委員会が満たすと判断した場合に限り、農業による自立を目指さない者（例えば、団塊の世代の定年退職者など）と農家が同法により農地の貸し借り（利用権設定）を行うものである。

市民農業者希望者は、市民農業者用の「営農計画書」及び「農地の利用権の設定等に関する申出書」を農業委員会へ提出する。

また、同制度を活用し、3年間の耕作経験を積むことで、2008年10月1日に施行した「南足柄市新規就農基準」により、農業委員会へ新規就農者として申請（ステップアップ）することもできる。

当初の農地の貸し借り（利用権の設定）ができるエリアについては、基本構想で指定された遊休農地が増加傾向にある福沢地域としたが、平成22年6月の基本構想の見直しにより全市域を対象とした。

★農業をより身近なものにしたクラインガルテンとダーチャ

遊休農地（耕作放棄地）の解消や食料自給率の向上を図るためには、より多くの市民が農業に携わる仕組みを創ることが、農業の理解が深まるものと考ええる。

このことは、市民に農地の提供・利用を国の政策として実施したドイツのクラインガルテン（市民農園）やロシアのダーチャ（菜園つきセカンドハウス）にその成果を見ることができる。

ドイツやロシアでは農業をより身近なものにしたところ、国などが進める農業政策に市民が理解を示し、その結果、優良農地の確保や食料自給の必要性などが、国民的レベルで高まったと考える。

本市農業委員会では、このクラインガルテンやダーチャがもたらした効果を参考にして「南足柄市新規就農基準」と「市民農業者制度」を発足させた。

今後は、この二つのシステムを連携させ、多様な担い手を確保し、南足柄市をはじめとした足柄地域、更には日本全体の農業の活性化に繋げたい。